

## 部落解放基本法の制定をめざして

友 永 健 三

### はじめに

それでは別紙のレジюмеにそって報告させていただきたいと思ひます。報告は大きく四点に分けて行いたいと思ひます。なぜ部落解放基本法を求めたのかというのが第一点です。二点目は基本法の主な内容はどのようなものかということ。三点目は人権基本法という考え方との関わりについてです。四点目は実現に向けての課題ということ。す。

皆さん方もご存じのように、今年は同和対策審議会の答申が出されてちょうど二五年というひとつの節目を迎えているわけでございます。現行法の「地対財特法」も残り一年と九カ月ということになってきました。のちほど申し上げ

げますように、この二五年間の取り組みによって改善されてきたところはございます。しかし多くの問題も残されておりますので、これらの課題をやり切るためには部落解放基本法がいるのではないかと思います。

### 二五年の成果

そこで二五年間の主だった成果というものをまとめてみます。例えば、住環境面での改善がだいたい七割程度でできたと思ひます。それから、高等学校の進学に代表される教育面での改善、公務員の採用に代表される仕事面での改善というものも、環境改善ほどではないにしても一定実現してきたことは事実だと思ひます。それから、部落解放基本法の制定を求めた実行委員会の広

がりというものを見ていただきますと、部落問題に対する関心というものは、二五年前と比べてみますと、大きく広がってきていると思ひます。今日もこの集会の中に企業の人権問題の担当者の方が多く来られていると思ひますが、二五年前と比べて特に大きく変化した点は、民間の企業です。こういうことは二五年前にはなかったことです。それから宗教者の中での部落問題への取り組みというものも広がってきています。それから、反差別・人権確立の気運が盛り上がってきたということがあげられると思ひます。この二五年間を振り返ってみますと、何も部落だけが良くなくなってきたわけではなく、部落解放運動が盛り上がることに刺激されて、他の差別をなくする運動に対しても大きな励ましを与えてきたということは事実だと思ひます。そして、反差別国際運動という組織が一九八八年の一月に結成されたということに代表されておりますように、国際連帯というものが広がってきました。簡単に言ってしまうと、この五点がこの二五年間の大きな成果として指摘できるのではないかと思います。

### 残された問題

ところが、部落問題の根本的な解決という点から現状を

見ますと、例えば住環境面での改善という一番進んだ分野においても三つの大きな問題があります。一つは三割程度「残事業」があるということです。しかもこれは、量的には三割ということでございますけれども、困難な事業が後回しにされているということを考えますと、単純に三割の事業が残っているということでは見られない面があるわけ。つまり、密集地域などで地権者と実際に住んでいる人との権利関係が異なっているところなどの困難な地域の買収が残されているわけです。そうしますと、やはり時間的にはかなりかかる問題があるということです。それから、早い時期に、いまから二〇年あるいは三〇年ほど前に行われた事業というものは当然古くなってきているわけ。そして現在の水準に合わないというものも少なくありません。特に鉄筋の住宅が典型的で、改良住宅なり公営住宅を見ますと、現在の水準と二〇年、三〇年前の水準とは全然違うわけです。ですから改修という問題が大々的な問題になってきているわけです。それから、同和事業をやっていない部落があるということです。ある人によれば、一〇〇カ所もあるのではないかとというような状態もあるわけ。これが大きな問題です。

それから仕事の点から見えますと二つ問題があると思ひます。ひとつはブルーチップ・スタンパ社というところ

るが「同和地区の出身者は採らない」という方針を公然と持っていたということが、昨年内部告発によって発覚しましたけれども、毎年このような、企業として部落の人は採らないという方針を持ったところがあるということです。これも内部告発によって全てわかってきているのです。ということは、内部告発がなければそのまままかり通っているということです。そういうふうに見ますと、今日なお公然と部落出身者を採らないという企業があるということです。もうひとつは、「そんなことはしないけれども試験は通ってもらわなければ困る」というところもかなりあります。そうしますと、これは学力の問題になってくるわけです。その点では、高校進学においてもまだまだ格差がありますし、大学進学という点になりますとまだ半分程度にしか至っていないのです。そういうふうに見ていきますと、仕事なり教育の問題は、これから本格的にやっつけていかなければいけない問題なのです。

それから差別事件が跡を絶ちません。毎年結婚差別事件や就職差別事件、それから最近の例としては落書事件、こういういたものが多発しています。特に昨年から今年にかけて大問題になっていることと言えば、時代の最先端をいく通信手段であるパケット通信（パソコンとアマチュア無線を使った通信方法）を使って、「部落地名総鑑」の一部を大

量に流している、あるいは日本語と英語と中国語によって差別文書を流しているという事件が発覚しています。読売新聞がこれを大きく報道してくれましたのでご覧になった方もあると思うのですが、あの記事を見ますと現在のところおさまっていると書いてありますけれども、実はおさまっていません。今年の六月にまた発覚しているのです。と言うのは、やっている人間が捕まっていないわけです。捕まえることができないのです。そんな法律はいま日本にはないのです。だから、「部落に原子力発電所を造ったらいいんだ」とか「原子力発電所ではなまめるいんであって、原爆実験をやってみんな殺してしまえ」というような内容をパケット通信で流したとしても、日本の現行法によって取り締まることはできないのです。これはやりたいほうだになっているのです。このように悪質な差別事件が跡を絶たないのです。そして、これは有名な言葉になっていきますけれども、「日本は貿易黒字国だが人権赤字国」という国際的な批判が高まっているという現状があります。

### なぜ部落解放基本法か

こういう現状を踏まえたときに、やはり部落解放基本法というものを作っていくことが必要なのではないかという

ことになってきているわけです。その根拠は三つあると思います。一つは、これまで二五年やってきた取り組みを総括して、特に「地対財特法」が持っている限界を考えてみる必要があると思います。例えば「地対財特法」は残り一年九ヵ月ということになってきていますけれども、この地対財特法でできることは何かと言いますと、これまで同和事業を行ってきた部落で残されている事業つまり残事業についてはある程度できます。けれども同和事業を行っていない部落、一〇〇〇カ所あると言われる同和事業を行ってこなかった部落については「地対財特法」ではできません。そのことがこの法律に書かれてしまっていますから。これは大きな欠陥です。それから、これから教育と仕事の問題が大事だということになっていきますけれども、「地対財特法」になった段階で、高校進学のための奨学資金がこれまでの給付制から貸与制に大きく後退してしまいました。それから、「地対財特法」とこれまでの「特別措置法」とを比べた場合に、非常に異なった面があります。「特別措置法」という点では同じですが、地対財特法では「国民の責務」という項目が抜けてしまっているのです。これまでは、努力規定ですが、「すべて国民は同和問題の解決のために協力しなければいけない」という趣旨の条文があったのですが、「地対財特法」にはありません

ん。と言うことは、「地対財特法」は差別事件に対してはまったく無力だということです。そういう限界がはっきりしてきていますので、残された課題をやり切るためには、これまでのような事業法の延長ではなく、差別意識や差別事件というものも視野に入れた根本的な法律を作るべきではないかと思えます。これが一つの根拠です。

二番目の根拠は、「同対審」答申の精神に立ち戻るところから「部落解放基本法」が求められるということです。お手元の資料の二枚目に、「同対審」答申の重要な部分だけ抜粋しておきました。特に第一部の『同和問題の認識』のところでは、「同和問題というものがわが国におけるもっとも深刻にして重大な社会問題である」という指摘をしています。そして前文では、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるという観点から取り組むべきだ」ということをはっきり言い切っていました。そして第三部の『同和对策の具体案』では、「同和对策というものは日本国憲法にもとづいて行われるものであって、より積極的な意義を持つ。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」ということをはっきり言っていました。つまり、同和

行政は部落問題の解決までやるべきだということをはっきり言っていたわけです。その具体的な中身としては、「生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護を内容とする総合対策でなければならぬ」ということを言っていたのです。「同対審」答申は、一言で言えば、国を挙げて総合的・抜本的に、部落問題の根本的な解決のために取り組むべきだということと言っていたことです。この、国を挙げて総合的・抜本的に取り組む際に作る法律が基本法なのです。皆さん方もご承知のように、昨年の一二月に土地基本法という法律ができました。従って、日本には現在一二の基本法があるわけです。これらの基本法という法律を調べてみますと、重要な問題であって思い切った総合的に取り組まなければ大変なことになるといふ問題に対して作られているわけです。だとするならば、部落問題についても、当然基本法を作るべきなのです。現に、「答申が出た直後に審議会で論議になったのは同和对策基本法ということであつた」ということは磯村先生も言っておられます。やはり、そういう原点に戻って考えていくべきだということが二番目の根拠です。

三番目の根拠は、差別撤廃を求めた国際的潮流から学ぶということですが。特に人種差別撤廃条約という条約が、差

別撤廃ということについてはもっとも包括的な条約です。

残念ながら、いまのところ国連においてはこれ以外に、広く差別撤廃ということ考えた包括的な条約というものはありません。「女子差別撤廃条約」という条約がございますけれども、これは女子差別ということに限定しているわけです。この条約を見ますと、次の四つの原則が示されています。①差別は犯罪であり、法律でもって禁止することによって防止されなければならない。②差別されている人びとが置かれている劣悪な実態を改善するために、当事国は積極的な施策を実施しなければならない。

③差別意識を撤廃するためには、教育・文化・マスメディアを通じて正しい認識を広めなければならない。④異なった文化や伝統を持つ人びとを差別したり排除するのではなく、共に生きるという考え方を広めなければならない。人種差別撤廃条約はこの四原則を持っているのです。現在のこの条約は一三〇カ国もの締約国があり、遅かれ早かれ日本はこの条約に入らざるを得ないということです。そうしますと、この条約の内容を盛り込んだ国内法を作らなければいけません。部落解放基本法はその国内法の一つです。以上に紹介した三つの根拠というものを踏まえて、部落解放基本法はまとめあげられました。

### 部落解放基本法の内容

次に部落解放基本法の内容について話したいと思えます。既に法案という形で出ていますので、それを要約して私なりにまとめました。まず、この基本法の目標は二つあると思います。一つは部落問題の根本的な解決を速やかに実施することです。この場合の「根本的」という言葉には意味がありまして、環境改善だけではなく、仕事と教育の問題、差別意識と差別事件というものを解決してはじめて根本的解決になるということを言っています。二つ目に、差別なき民主社会の建設に寄与すること、これを言っています。この場合の「差別」というものはあらゆる差別ということですから、つまり、基本法というものを作って思い切った取り組みを行うと必ず他の差別の問題にまで波及していくということ、われわれは経験してきたのですから、法案にも入れておこうということにしたわけです。

この目標を実現する方法が三つあります。劣悪な実態については特別の積極的な施策を行っていくべきであるという考え方をしています。これは事業法を継続するということです。差別意識については教育・啓発を積極的に実施するという考え方をしています。差別事件に対しては、正確

に言いますと二つの方法を持っています。一つは悪質なものを、例えば興信所や探偵社が金儲けのために部落差別調査をするとか、企業が方針として部落の人を採らないというものを持っているというような差別事件に対しては、これは明らかに犯罪、もしくはそれに近い行為ですから、法的規制を導入することによって防止すべきだという考え方は、もう一つは、差別事件が起こった場合に、効果的な人権機関というものを整備することによって救済を図るべきだということを行っています。つまり、現在の人権擁護関係機関というものでは差別をされた人が救済されていないということですから、これは非常に大きな問題です。

それから二つの手法ということが挙げられます。特に事業法に対する大きな疑問として、いつまでもやるのかという質問が出てきますので申し上げておきたいのです。国に五年毎の実態調査というものを義務付けています。つまり、五年毎に実態調査をして、五カ年計画を積み上げていこうという考え方は、そして、事態が改善されたものからやめていけばいいわけです。そういうことを予定しているということをはっきり申し上げておきたいと思えます。当然、こういった本格的な取り組みを進めていくと思えますと、部落問題に精通した人の意見を聞かないとできませんので、審議会というものを設置すべきという

考え方を盛り込んでいます。

### 部落解放基本法をめぐる論議

基本法に対してどういう意見があるかと言いますと、二つの意見が出てきています。一つは「いらない」という意見です。その大きな根拠は何かというところ、「部落差別は基本的になくなりつつある」という考え方です。例えば、結婚についても部落出身者と部落出身でない人との結婚が増えているのではないかとというようなことや、環境改善も進んできたというようなことを例に挙げながら、良くなったという評価をすることによって、そういうものは必要ないという結論を出しているわけです。これは不要論です。

これについては、差別の現状認識についての論議をせざるを得ないわけです。私は良くなった面は評価しつつも、部落問題が根本的に解決されたところへはまだ至っていないということは明らかだと思います。これから上げていかなければならないものだと思います。特に、差別事件については思い切った方策を取らないと解決できないということは明らかであって、この論理は現状認識がまったく誤っていると思います。

二つ目には、「人権基本法」にした方がよいのではない

### 11 部落解放基本法の制定をめざして

れる必要があるのだろうと思っていたものは入っていません。しかし、これだけでいいのかという問題は当然起こってくると思います。果たして、差別という問題は、一から一〇までにまとめられた項目に絞り込めるのでしょうか。あるいは一から一〇まである差別をまとめて人権ということできくくっていいのかという論議は当然起こってくるわけです。現に自由同和会の中でもかなり論議にわたったようです。この差別は入れる必要がないのではないのか、あるいはもっとこんな差別を入れたらどうかというような意見が出てきて、そこでまとめられなかったと思われる。まとめられなかったので第二次案が出てきました。ここでは完全に発想を変えてしまい、「第三『人権問題』の定義、この法律では、個人または一部の人々の基本的人権の享有が、差別や偏見のために妨げられていることを『人権問題』と定義すること」とされています。率直に言って、これが人権問題の定義になっているのかどうかは大いに疑問です。しかももうひとつ困難なことに、「第四 人権問題調査の実施、人権問題は、きわめて重大な社会問題であるので、内閣総理大臣は、国勢調査と同様に五年に一度国内の人権状況調査を実施し、その結果に基づき、この法律の対象となる基本的人権の享有が妨げられている個人または一部の人々を確定し、同時に施策内容の充実・強化

かという意見があります。この意見は、「人権基本法」の方が世論の支持を得やすいのではないかという、勝れて運動論的な観点から出されていると思います。ところが、「人権基本法」という言葉は何回も言われていますけれども、どのようなものであるかということについての具体的な考え方というものはいまままで出てこなかったのです。けれども全国自由同和会から、今年の三月に、「人権基本法」の第一次案というものが出てきました。この「人権基本法」の一つのポイントになるのは第五条です。つまり、「人権基本法」が対象にする問題はどのようなものかということが大きな問題となります。第一次案の場合には、第五条の「一から一〇までに挙げられています。(補)第五条この法律でいう人権侵害による人権問題とは、特に人権が侵害されている、次に掲げる各号の事項とする。一、歴史的社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の者に係る問題、二、障害をもつ者に係る問題、三、女性に係る問題、四、高齢者に係る問題、五、貧困である者に係る問題、六、子どもに係る問題、七、母子・父子家庭及び寡婦家庭に係る問題、八、中国残留孤児に係る問題、九、ウタリに係る問題、一〇、日本に在住するすべての外国人に係る問題)なるほどこの中に、われわれが「人権基本法」ということを考えた場合にこういう問題は入

を定めること」という条文があります。こうなると余計に混乱が起これると思います。五年毎に実態調査をして、個人または集団で人権が侵害されているという人についてはこの法律の対象にしていくというわけです。実際問題として、大変な混乱が起これてしまつてこんなことはできないですね。ですから、この案も不評で、自由同和会の中でもかなり論議があるようです。

そういうことで、「人権基本法」ということについては、響きはなかなかよく、われわれも何も反対する理由はないと思つているのですが、これをまとめるといふことになりますと、相当いろいろな角度から論議が起これてくるということも明らかです。そういう点についてはっきりしてきたということがこの判断の一つの素材です。一方、部落問題については部落解放基本法という考え方ははっきり出ていますし、のちほど報告をいただきます。「アイヌ新法」についても要綱という形で考え方は出てきています。「アイヌ新法」や「補償・人権法」の要求や内容を読みますと、やはり、それぞれの差別の問題の独自性というものははっきり打ち出しておられると思います。この独自性をはっきり世論に訴えないと、その法律の必要性というものはなかなか理解されませ

ん。例えば、アイヌ民族というものは日本における少数民族である、もっと言えば先住民族であるということですね。果たして、先住権ということ抜きにして「アイヌ新法」ということができるだろうかということです。あるいは在日韓国・朝鮮人に関する「補償・人権法」についても、日本が植民地支配して強制連行をしたということ抜きに補償ということはないわけです。あるいは単なる外国人ではなく定住外国人であるということ抜きにして体系的な人権法の必要性が理解できるかということです。つまり、それぞれの差別的独自性ということをはっきり前へ打ち出さないと、それぞれの差別に関わった法律の必要性はなかなか理解されないのです。このことも見ていく必要があると思います。そういった点においては、人権基本法というのは、将来的な展望として論議を重ねて作り上げていくべきものではないかと考えています。

### 部落解放基本法制定の課題

制定に向けた課題ということで、以下六点ほど指摘しておきます。①今日時点の差別の実態を明らかにする。②草の根運動を強化する。③地方自治体の積極的な取り組みを求める。大阪の部落差別調査等規制等条例の全国化をは

かる。④「地対協」の民主的再開を求める。⑤人種差別撤廃条約の早期批准と国内法整備をもとめる。⑥各級議員、とりわけ国会議員ならびに各党に対する働きかけを強化する。(注・部落解放基本法は議員提案立法になる可能性大)

時間の関係もありますので、六番目のところだけ若干補足を申し上げておきたいと思います。「部落解放基本法」は議員提案立法になる可能性が非常に大きいと思います。なぜかと言いますと、一九八六年の一月に「地対財特法」を制定する際に政府は大綱というものを作っています。この大綱を見ますと、「今度作る法律が最終の特別法だ」ということを言っています。この言葉で政府は自分の手を縛っているわけです。ですから、なぜ地対協の再開の問題で、さきほど小森書記長から提案がありました。運動側を入れようと言わないのかと言いますと、政府の意向として地対協で打ち切りにしたいということがあるからです。この壁を打ち破る方法の一つとしては、議員提案立法をしていくということがあり、これは非常に可能性が高いと思います。その点では国会議員に対する働きかけ、あるいは各政党に対する働きかけが今まで以上に重要な役割を担ってくるのではないかと考えています。

### おわりに

部落解放基本法を制定させる意義は三つあると思います。一つは部落問題の根本的な解決に役立つということです。それから、のちほど報告されます「アイヌ新法」、あるいは「補償・人権法」、こういった法律の要求と連動して、部落解放基本法が制定できれば他の法律に必ずいい意味での影響を与えるでしょうし、また逆も成り立つでしょう。そして、人種差別撤廃条約に入るための国内法整備という国際的な連帯課題でもあると思います。

以上、限られた時間でございますので、なぜわれわれが基本法を求めているのか、どんな内容なのか、「人権基本法」との関係、今後の課題ということについて報告させていただきました。

## 水平線にいま

—反差別国際連帯をめざして

友永健三 著

B6判 255頁 定価1,500円(税別)

人権という言葉が意識されはじめて二〇〇年、その歴史と現状、差別の四つの命題と撤廃への方策、そして国際化のすすんだ今日の運動の現状と課題などを解説。

人権ブックレット 19

人権とは？—国際人権規約  
と日本

友永健三 著

A5判 95頁 定価600円(税別)

人権に関する世界の憲法ともいえるべき「国際人権規約」。この広範多岐に人権の内容を示した国際人権規約の解説と具体的な日本の現状と課題を紹介。

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉 1-6-12  
☎(06)568-1300 振替 大阪7-13183